

第4回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和2年12月23日（水）			
開催時刻		13時31分 開会 15時24分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階 大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者7名 欠席者3名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	欠	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者8名 欠席者なし		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		8番 知花 毅 9番 真栄田 武			
事務局職員		局長 宇根 雄司 係長 當山 元進			
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第3号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第3号 非農地証明願いについて
日程9	議案第2号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について

議長

ただいまから第4回読谷村農業委員会総会を始めていききたいと思います。

- 日程1 会議録署名委員の指名について —
- 日程2 会期の決定について —
- 日程3 会長諸般の報告 —

では、引き続き議案の審議に移り、進行したいと思っております。

日程4 報告第3号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第3号 農地転用許可指令の接受について説明

議長

これについては報告ですので、このまま進行していきたいと思えます。

それでは日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号1番から3番は関連いたしますので、一括して審議に入ります。まずは1番と2番について、波平地区の担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(比嘉豊)

比嘉です。1現地調査を行ったんですが、1番の現地は堆肥がまかれており、作付準備がされておりました。以前はサトウキビが植えられてあったところです。2番の土地は今サトウキビが植えられて出荷前で、耕作がちゃんとされていたから許可相当でお願いしたいと思えます。

議長	ただいま比嘉豊彦推進委員から許可相当のご意見がありました。ほかの委員からのご質疑がございましたらお願いしたいと思ひます。
委員（9番）	9番真栄田です。受付番号1番の中で譲渡人を書くときに、経営面積のほうで小数点以下が入っているんですけども、これは宅地等も含まれているんですか。
事務局	事務局のほうから説明をさせていただきます。今回複数名義になっているのは、亡くなられたお父さんの所有にまだなっていて、その中には宅地が入っておりますので、小数点以下の面積が出ております。以上です。
議長	今の回答でいいですか。
委員（9番）	はい。
議長	3番の譲渡人のほうも関連しますので、地区担当のほうもご意見伺ってから採決に入りたいと思ひます。 続いて、3番の高志保地区の担当者のご意見をお願いしたいと思ひます。
推進委員 （知花）	では3番についてですが、事務局の當山さんと一緒に見まして、担当者ご意見という部分があるんですが、その中に書いていとおり、サトウキビが植えられて出荷の予定があると。現に伸びているところを一緒に現認いたしました。以上です。
議長	ただいま受付番号1番から3番まで地区担当者のご意見も伺ったところ、特に問題はなく、許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当のご意見であります。今の1番から3番について、ほかの委員からの質問もありましたらお願いしたいと思ひます。
推進委員 （上地）	譲受人の農作業経験20年とありますが、これは新規というよりは親父と一緒にやっていたということなんですよ。

事務局

はい。

推進委員
(上地)

事務局

これは後継者とかそういうふうにはならないわけですか。

本人も大分年齢のほうもそれなりの年齢に達してしまして、ずっと今までお父さんと一緒にやっていたと。お父さんが亡くなった後は、その畑をずっと耕して、キビをずっと出荷もしているという実績があります。今回、農業委員会を通さないで地域の方から借り受けていた畑2筆、今回所有権移転をする2筆分、そこを買わないかと持ち掛けられて、購入しようという流れになったと。ただ、そのときには権利設定などの問題もありまして、今まではお父さんの畑をやっていた。そこをまた新たに3条で取得するということでの今回の申請になっています。

だから新規に農地法で権利を設定という状態になっています。

委員（4番）

4番の與久田でございます。ちょっと教えてもらいたいんですが、8ページでは、譲受人になっていますけれども、9ページは譲渡人になっていますが、これをちょっと教えてもらえますか。

事務局

今回、譲り受けというのは、今の地権者そのものは亡くなられたお父さんのものになっておりまして、法定相続人が全部で5名いらっしゃいました。その中で過半数、半分以上の同意があれば貸借が出来ますので、半分以上の印鑑を押して持ってきてくださいとお伝えしておりました。

そうしたところ、譲受人は借りる人なので特に譲渡人でなくてもいいですよと伝えてはあったんですけども、自分も地主の法定相続人の一人なので印鑑を押しましたということでの連絡がありました。それで譲渡人のほうで印鑑を押したということになっています。

委員（4番）

はい、分かりました。

議長

ほかに何かご質問はありませんでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については原案のとおり決定しました。

続いて受付番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番については原案のとおり決定しました。

続いて受付番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については原案のとおり決定しました。

次の受付番号4番と5番は関連いたしますので、一括して審議に入ります。まず4番について、儀間地区の担当者のご意見をお願いしたいと思います。

推進委員
(棚原)

棚原です。4番の借受人の営農計画書によると借受人は農業を始めて2年であり、サトウキビ栽培とあります。現地のほうを事務局の當山さんと確認したところ、多少雑草は生えているものの、すぐ営農を再開できる状態であり、問題ないと思います。以上です。

議長

ただいまの棚原推進委員のほうからは、何ら問題なく、許可相当のご意見でございます。本件についてほかの委員からのご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

委員（９番）	９番真栄田です。借受人、59歳、会社役員ですけれども、定年を迎えるに当たって農業をしたいということなんでしょうか。
事務局	事務局から説明いたします。もともと借受人、お父さんがずっと農業をやっていて、それのお手伝いもしながら会社のほうはずっと経営者としてやっていたと。おっしゃったように会社経営の一線を退くことに当たりまして、今後は地元読谷村で農業に携わりながらやっていきたいということで、今回の申請という形になっています。 知花推進委員からも一緒に相談を受けながら、今回営農計画などもつくっていきましたので、本人もとてもやる気があるということでの申請となっています。以上です。
議長	ほかに何か質問はありますか。なければ、４番と５番は関連しますので、次の受付番号５番の高志保地区の担当者のご意見も伺ってから採決に入りますが、５番の地区担当者のほうにご意見をいただきます。
推進委員 （知花）	この場所はギンネムが生い茂っていて耕作放棄地だった場所です。事務局の當山さんと一緒に現地確認したら、既に本人が重機を入れて、おおよそ枝はみんな取られているような状況でした。これも借り受けて、そこも耕作面積に合致するような形で一生懸命暇を惜しんでやっています。彼の言い分だと週に１回だけ会社にいて、あと残りは読谷でいろんな活動をしているということです。 以前は商工会の観光部会の中でいろいろとやったんですが、どうも住む場所が違うということで農業の分野に精を出したいということです。以上です。 ちょっと説明になったかな。とにかく耕作放棄地ですので、私たち推進委員としては、これはまさに鬼に金棒、重機を持ちながら、今後また耕作放棄地があったらたくさん借り受けていくという本人の決意もありますので、ほかの委員の皆さん方も、もしそういう推薦できる場所があればぜひお願いをしたいなというふうに思います。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま知花勝推進委員からも許可相

当のご意見を伺っておりますが、ほかの委員からもご質問がありましたらお願いしたいと思います。
なければ進行いたしますか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号4番については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番については原案のとおり決定しました。

それでは質疑を終結しまして、これより採決に入ります。受付番号5番については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号5番につきましては原案どおり決定することにいたします。

議長

次に日程6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。農地法第4条の規定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明がありましたけれども、受付番号1番について地区担当者のほうからご意見をお願いしたいと思います。

推進委員
（知花）

ここも事務局の當山係長と一緒に見て見ました。この墓地の部分は最初から西部地区の陀良原の近くに集積したお墓、将来は要するという形で、歩道なども西部の土地改良区の中で生コンを流してやった場所の一画です。ただ、事務局の意図が、僕は感じなかったんですが、既に本人たちがそのお墓の部分にあの辺、できない間に

すごく草が生えているんですけども、そこら辺を地主たちがちょっと加工した部分があって、それだけを當山さんは非常に気にしていたんですが、当初から全部で39画くらい、この一帯では土地改良の中で非農用地ということで墓地の部分として集積されたところですよ。ですから、これまでの委員だった比嘉國夫さんなども、同じような形でずっと説明をされてきたところだと思いますが、そういう場所です。以上です。

議長

地区担当のご意見につきましては、読谷西部事業で墓地として整備した土地であり、特に問題はないということで、許可相当のご意見であります。この件についてほかの委員からのご質問がありましたらお願いいたします。

なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは採決に入りたいと思います。受付番号1番については、許可相当で進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、受付番号1番は原案どおり決定いたしました。

続きまして、日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議について現地の写真を参考に、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。これより審議に入ります。受付番号1番について、高志保地区の担当のご意見をお願いいたします。

推進委員 (知花)	この陀良原の一带、申請されている土地以外にも、これまで墓地としてされていた場所でありました。譲渡人も西部地区の組合員でした。地権者でその土地をやって、この部分はほとんど墓地としてされているところなんですけど、陀良原自体、高志保でも墓地ということで昔から言われている場所ですので、別に問題ないということで事務局にはお伺いしております。以上です。
議長	この件について、許可基準適合表について事務局から説明をお願いしたいと思います。
事務局	説明いたします。許可基準適合表5条の1号のほうを確認お願いいたします。こちらのほうでは墓地に至るまで他人の土地を通らなければならぬために同意があるに○をつけております。ただ、お墓を造るために生活環境課のほうに必要な書類、経営墓地の許可申請を出す必要があるんですけども、今日午前中確認したところ、まだその書類が出されていませんということでしたので、関係する法令の手順がまだということで×をつけさせていただいております。以上となります。
議長	地区担当者のご意見は、許可基準適合表もまだクリアされていなくて、×が2つついております。不許可相当のご意見でありますけど、ほかの委員からのご質問もありましたら、お願いしたいと思います。
推進委員 (上地)	いいですか。
議長	はい、どうぞ。
推進委員 (上地)	最初の資金及び信用があるところは×になっているんですけども、これは今まで聞いたことがないんですけど、どういうことですか。
事務局	これは3番？

推進委員 (上地) 議長	そうか、今は1番か。 ほかにご意見がありましたら。
委員(9番)	9番真栄田です。この譲渡人、今までいっぱい分筆をしておりますが、今度の受付番号1番の土地に関しては、許可基準適合表の中で×が2つついておりますので、我々委員会の決め事項で、適合表に×がついているといった場合は不許可相当で進達するという部分がありますので、今回は不許可でいいかなと思います。
議長	真栄田委員からのご意見は、許可基準適合表がまだクリアされていないということで、不許可相当のご意見であります。地区担当の知花さんの…。
推進委員 (知花)	それでいいと思います。私は現場の調査でして、内部処理、申請そのものについては、多分口頭で事務局からは、まだ墓地としての申請がちゃんとされていないみたいだということでありましたので、そういうものがされれば、やはり初めて転用はすぐに出たと思います。今の真栄田委員のご意見どおり処理していいと思いますね。
議長	じゃあ、不許可相当のご意見ですね。
委員(9番)	ずっとやっていることですから、もう書類さえ整えば通るところなので。
推進委員 (知花) 議長	休憩をお願いします。 休憩します。 — 休憩 — — 再開 —
議長	再開します。 ほかにご意見がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については、不許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、高志保地区の担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(知花)

ここは読谷西部地区です。意見書の中に事務局、きちんと書いていますので、そこは西部地区の非農用地としてのものです。親から子供に譲るものです。以上です。

議長

地区担当者の知花推進委員のご意見は、許可基準適合表もクリアして、特に問題ないということで許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご質疑等がありましたらお願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番につきましては、原案どおり許可相当で進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、決定いたしました。

続きまして、受付番号3番につきまして、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(知花)

意見書どおり、ここは問題ないというふうに思います。ただ事務局が、この288平米余りの中で利用形態が学童兼共同住宅になって

いますので、それは地権者の建築するときのことだからいたし方ないと思うんですが、どうかなということは私も思いますが、申請がこうでしたらそのままやってもらって、読谷小学校の子供たちがそこで学童もできたらいいでしょう。以上です。

委員（９番） 休憩よろしいですか。

議長 休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長 それでは審議を再開したいと思います。

農地法第５条の規定による許可申請について、受付番号３番につきましては、地区担当者のほうも不許可相当のご意見でありましたので、質疑を終結しまして採決に入りたいと思います。受付番号３番については、地区担当者のご意見のとおり、不許可相当で決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号３番については不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号４番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員（知花） 先ほどから強調しているんですが、西部地区内での宅地予定ということでされているところで、意見書のとおりそのまま認めて問題ないということで。以上です。

議長 ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見であります、ほかの委員からのご質問がありましたらお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番については、地区担当者のご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号5番について、地区担当者のご意見を知花さん、またお願いします。

推進委員
(知花)

先ほどと同様でこれも西部地区内ですから、別に問題はございません。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは、許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご質疑等がありましたらお願いいたします。

ご意見がないようですから、進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号5番については、地区担当者のご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番については許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号6番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(知花)

これも同様です。意見書の中に6番まで書いていますが、問題ない。

議長

許可相当のご意見でよろしいですね。ほかに委員からのご質問は

ありませんか。

では進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号6番については、地区担当者のご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番については許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号7番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(上地)

7番について、これは楚辺の自治会のほうで契約しているもので、そのほうはもともと道が小さくて道路事情が非常に悪いということで、空き地を有効利用しようということで、公民館が積極的にこの事業者を話し合って、大体固定資産税を勘案して5年ぐらいで契約しております。それで駐車場をやろうということで、そのためにやっている件で適合表も別に問題ないということですね。積極的に許可をお願いします。

議長

ただいま地区担当者のほうからは、許可基準適合表もクリアしているし問題ないということで、許可相当のご意見であります。ほかの委員のご質問がありましたらお願いいたします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますから、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号7番については、地区担当者のご意見のとおり、許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番については許可相当で進達することに決定いたしました。

次、日程 8 議案第 3 号 非農地証明願いについて議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 非農地証明願いについて説明

議長

ただいま議案第 3 号 非農地証明願いについて、提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、現地の写真を参考に地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。これより審議に入ります。受付番号 1 番について、地区担当者のご意見ををお願いいたします。

推進委員
(上地)

楚辺の土地です。こっちは大木土地改良区、返還地ですね。現在は整地作業をして、かなり整地されて跡形もない、整地されておりますので、ぜひ非農地証明相当でしたいと思います。以上です。

議長

大木の地区の伊波委員からは特にご意見はないですか。

委員 (1 番)

大丈夫です。

議長

ただいま委員から証明相当のご意見をもらいました。ほかの委員のご質問はないですか。

(「進行」の声あり)

議長

それでは質疑を終結しまして、これより採決に入ります。受付番号 1 番については、ご意見のとおり、証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番については証明相当と決定しました。

次の審議に移ります。受付番号 2 番について、地区担当者のご意見ををお願いいたします。

推進委員
(上地)

引き続き、私のほうから。これは集落内ですけれども、ちょっと山手のほうですね。この地図から見ると、うっそうと木が茂って20年以上放置されているところで、周囲は住宅地です。今から農地にするのも無理かと思いますので、ぜひ非農地証明のほうでお願いします。

議長

ただいま地区担当者のほうからは証明相当のご意見でありました。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号2番については、地区担当者のご意見のとおり、証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番については証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(比嘉光)

座喜味の比嘉です。3番のほうで事務局の當山さんと現場を確認いたしまして、追加の資料がありましたので、説明をよろしく願いいたします。

事務局

皆さんのお手元にA4横の航空写真と、県からの進達文書を追加でお渡ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず航空写真のほうは、平成14年に撮影された航空写真です。地積は現在の地積になっております。赤枠で囲まれたところに、今回申請のある3番は、右側が平成30年のときの航空写真になっております。当時は、返還前はソフトボール場があり、周りは黙認耕作が広がっていたところになっておりますけれども、今回対象となって

いる赤枠で囲まれたところは、畑もされず、ずっと木がかなり生い茂ったということが当時の航空写真からも確認されます。それは平成30年、14年以降も数年置きの航空写真があるんですけども、追跡したところ、この地区で耕作されたというようなことは確認が取れませんでした。

続いて県からの通知文書がありますけれども、こちらの方を確認、目を通していただきたいと思います。この文書は平成23年、右上のほうに日付を打っております。平成23年3月に沖縄県農林水産部長から各市町村農業委員会会長に宛てて送られた返還軍用地に係る農地性の判断についてという通知文書になっております。

農地法の農地の判断という、農地法第2条に基づいて、耕作の目的に供される土地というふうに定められております。最後の段で返還軍用地の農地性の判断については、返還時の土地が雑種地と農地以外になっている場合は、接收前の土地が農地であった場合や登記簿上の地目が畑等である場合などにかかわらず、農地性はないものと判断し、非農地として現況証明や非農地証明に基づいて、非農地として取り扱うことが妥当であると考えられますというふうに当時、平成23年の県のものが出ております。ただ、現況畑として使われているかどうかというところもありますので、この通知は現状畑として使われているか、耕作されているかということも踏まえて判断してくださいという通知が過去に出ております。

それを踏まえて、現場の写真をもう一度確認していただきたいんですけども、あそこが返還されたのは平成18年でしたので、平成14年というのは返還前ですね。返還前から畑として使われず、ずっと木が生い茂っていた状態です。その以降も、この土地に関してはまだ畑として利用されていないという土地になっております。現地状況については、推進委員のほうからご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

推進委員
(比嘉光)

はい、分かりました。ただいま説明がありましたとおり、この土地は返還前から耕作された様子もなく、現地はもう農業が難しいと思われます。沖縄県からの通知もありますので、非農地相当でよいと思います。以上です。

議長

今、事務局からの説明もありましたが、地区担当者のほうから

推進委員
(知花)
議長

は、もう返還前から耕作された経緯がないと。非農地については証明相当のご意見であります。この件について、ほかの委員からのご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長

再開します。

非農地証明願いについて、審議をしたいと思います。質疑を終結して、これより採決に入ります。受付番号３番については、証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号３番については証明相当と決定しました。

受付番号１番から３番の非農地証明に関しての現地調査確認書の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定いたしました。

次に日程９ 議案第２号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案第２号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について説明

議長

ただいま議案第２号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定

についての提案理由の説明がございました。本議案は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手して質問をやってください。

特に質疑がなければ、進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第2号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

以上で第4回読谷村農業委員会総会につきましては、滞りなく全議案の審議を終了いたしました。

議事整理についてお諮りいたします。本総会における字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会における字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

これをもちまして、第4回読谷村農業委員会総会を閉会いたします。